

◇ 申込みについて ◇

≪入会申込について≫

対象期間		申込期間
①	4月1日からの入会	令和7年1月6日(月)～令和7年1月17日(金) ※ 現在利用中の方も申込が必要です。特段の事情がなく受付期間を過ぎて申込をされた場合、4月1日から利用できないことがありますのでご注意ください。
②	年度途中からの入会	随時受付しておりますが、入会調整や受け入れ準備がありますので、 利用希望日の1～2週間前を目安に余裕を持ってお申込みください。
③	長期休業期間のみの入会	長期休業開始の1か月前までにお申し込みください。

※申し込みをいただいても、審査により対象要件に該当しない場合や定員を上回る場合などにより、利用が認められないことがありますので、あらかじめご了承ください。

≪申込方法・必要書類について≫

【提出書類について】

- ① 放課後児童対策事業利用申請書（兼利用者台帳）
※入会児童1人につき1枚の申請書が必要です。
※学年は、**利用年度の新学年を記入**してください。
- ② 児童個別票
※アレルギーや病歴などがある場合は、詳しく記入してください。
- ③ 放課後に児童を保育できないことがわかる書類（以下≪添付書類表≫を参照）
※2人以上の入会希望の場合、添付書類は保護者1人につき1部ずつの提出でかまいません。
※保護者の方、それぞれについて添付書類が必要です。

≪添付書類表≫

保護者等の区分	保育できないことがわかる書類
会社員・公務員・パート 派遣社員・内職従事者・自営業者等	・就労証明書（指定様式） ※勤務先から証明を受けてください。
疾病・負傷	・医師の診断書(病名・療養期間が記載されているもの)
親族の介護・看護	・医師の診断書 (介護や看護の必要がある人の病名・療養期間が記載されているもの)
出産前後	・母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページ)
就学(大学・専修学校・職業訓練校等)	・在学証明書等(在学期間等の記載があるもの)

※ 添付書類がそろわない場合は、原則入会選考の対象とすることができません。

期日までに書類が間に合わない場合は、角館庁舎子育て推進課までご相談ください。

≪変更手続きについて≫

申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。
(児童クラブにもお知らせください。)

変更の内容	必要手続き・書類
① 住所、氏名、電話番号、 家庭状況等に変更が生じる場合	・子育て推進課に申し出 ※新たに保護者が増えた場合は、その方の就労証明書等を提出
② 就労状況に変更が生じる場合 (転職や雇用条件の変更、育児 休暇を取得予定の場合など)	・変更後の就労証明書

≪その他入会に関する留意事項について≫

真に利用が必要な児童の入会のため、以下に該当する場合は家庭での保育をお願いいたします。

- ・保育に協力可能なご親族が近くにいる。
- ・留守番ができる等、自宅で過ごすことが可能。

※ 家庭で過ごすことが可能でありながら「お友達が児童クラブを利用しているから」といった理由による申込はご遠慮ください。

また、受付の際に個別に入会の必要性について聞き取りを行いますことをご了承くださいますようお願いいたします。